

特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準

平成24年3月13日

告示第44号

改正 平成27年7月16日 告示第181号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後6時まで	朝・夕 午前6時から 午後8時まで、 午後6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 風致地区（第三種区域に該当 する区域を除く。）及び歴史 的風土保存区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住 居地域及び準住居地域（これ らの地域のうち第一種区域 に該当する区域を除く。）並 びにその他の区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及 び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考 (1) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地区または地域をいう。 (2) 歴史的風土保存区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により指定された区域をいう。 (3) その他の地域は、(1)及び(2)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。			

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園